

岐阜県企業立地促進事業補助金(H31.4改正)

対象施設	対象業種		対象地域	要件		補助金の額	限度額
				初期投下固定資産額	新規地元常用雇用者		
事業所	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業(データセンター、ソリューションセンターを除く)		県内全域	3千万円以上	5名以上	・初期投下固定資産額の1/10以内	5億円 (ただし、県営工業団地への立地の場合は10億円)
	データセンター、ソリューションセンター	(1)土地、家屋、償却資産取得の場合		5千万円以上			5億円
		(2)事業所賃借の場合		—		3億円 (60ヶ月の通算額)	
研究所	高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業		1億円以上				
工場	高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業、航空宇宙産業(民需に限る)、新エネルギー関連産業、食品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業、知事特認事業			3億円以上		・初期投下固定資産額の1/10以内	
	一般製造業	中小企業を除く	過疎地域自立促進特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上	10名以上	・初期投下固定資産額(工場の新設に対して設置される従業員用の住宅の設置費用も含む)の1/10以内	5億円 (ただし、県営工業団地への立地の場合は10億円)
			上記以外の区域	10億円以上			
	中小企業	過疎地域自立促進特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上				
上記以外の区域		5億円以上(H27.4~R3.3末までに指定申請があった場合に限る)					
植物工場		県内全域	10億円以上			・初期投下固定資産額の1/10以内	5億円

※初期投下固定資産……土地、家屋、償却資産をいう。
 ※補助金額が1億円を超えた場合は、複数年度に分割して交付(例 5億円の場合、初年度~5年度まで各1億円)。
 ※中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条に規定されている中小企業者をいう。
 ※植物工場とは、植物の生育環境(光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等)を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。
 ※補助金の交付を受けるためには、岐阜県ワークライフ・バランス推進企業の登録が必要です。